

全国健康保険協会(協会けんぽ)の任意継続被保険者の方の保険料額 (平成30年4月分～)

(滋賀県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		健康保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額			9.84%	11.41%
1	58,000	円以上	円未満	5,707円	6,617円
2	68,000	63,000	73,000	6,691円	7,758円
3	78,000	73,000	83,000	7,675円	8,899円
4	88,000	83,000	93,000	8,659円	10,040円
5	98,000	93,000	101,000	9,643円	11,181円
6	104,000	101,000	107,000	10,233円	11,866円
7	110,000	107,000	114,000	10,824円	12,551円
8	118,000	114,000	122,000	11,611円	13,463円
9	126,000	122,000	130,000	12,398円	14,376円
10	134,000	130,000	138,000	13,185円	15,289円
11	142,000	138,000	146,000	13,972円	16,202円
12	150,000	146,000	155,000	14,760円	17,115円
13	160,000	155,000	165,000	15,744円	18,256円
14	170,000	165,000	175,000	16,728円	19,397円
15	180,000	175,000	185,000	17,712円	20,538円
16	190,000	185,000	195,000	18,696円	21,679円
17	200,000	195,000	210,000	19,680円	22,820円
18	220,000	210,000	230,000	21,648円	25,102円
19	240,000	230,000	250,000	23,616円	27,384円
20	260,000	250,000	270,000	25,584円	29,666円
21	280,000	270,000		27,552円	31,948円

- ◆平成30年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。
- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.84%)に介護保険料率(1.57%)が加わります。
- ◆健康保険料率のうち、6.23%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.61%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

《保険料の納付方法について》

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

- ◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替(毎月1日)することができます。
- ◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)ことができ、保険料が引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

[一定期間分] 6カ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12カ月分：4月分～翌年3月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～